

## 令和6年度古賀市まちづくり実証実験委託特記仕様書

### 1 業務名

令和6年度古賀市まちづくり実証実験委託

### 2 業務目的

多様化・複雑化する地域課題に対して、企業、まちづくり団体等の様々な主体が独自の観点や強みを活かした解決策を提案する取組を広く公募し、市の委託事業として実証実験を行うことを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

### 4 業務内容

#### (1) 対象分野について

以下に掲げる対象分野について具体的な地域課題を解決するため、企業、まちづくり団体等が独自の観点や強みを活かし、市内で対象や範囲を限定した試行的な課題解決のための事業を行うこと。

- ① DX（デジタルトランスフォーメーション）に関すること
- ② GX（グリーントランスフォーメーション）に関すること
- ③ 行政手続における市民負担軽減に関すること
- ④ ビッグデータの活用に関すること
- ⑤ 公共交通・モビリティに関すること
- ⑥ シティプロモーションに関すること
- ⑦ 子どものキャリア教育に関すること
- ⑧ 政策間連携に関すること

#### (2) 提案内容

古賀市の地域課題について分析を行い、解決方法について具体的に提案すること。実証事業の内容及び今後の展開について併せて提案すること。

委託事業は年度内に完結することが前提となるため、事業実施期間を示して提案すること。

「令和5年度まちづくり実証実験委託」に採択された事業者が提案する場合、採択された事業と同内容の提案は受け付けない。ただし、採択された事業を発展させた内容である場合は、発展させた点を企画提案書内で明確に示すこと。

#### (3) 提案の区分

※1事業者につき1事業の提案とし、複数の案件を提案することはできません。

<区分Ⅰ>複数の対象分野を掛け合わせたもの

- ・提案上限額：200万円
- ・採択件数：1件程度 ※1事業者1件の提案のみ受け付けます。

【対象分野の例】

A ビッグデータを活用した公共交通・モビリティに関すること

解決したい課題：最適な公共交通を検討するため、データを活用した分析に基づく、乗降客の現状分析を通して公共交通の利用者ニーズを把握し、今後の公共交通事業を展開する。

B 子どもの教育によるシティプロモーションに関すること

解決したい課題：古賀市に子育て世帯の移住、定住を促進するため、古賀市の教育環境を充実させることで、シティプロモーションを行う。学校外教育のプログラムを通して、子どものキャリア教育や主権者教育、デジタル技術を用いた教育を行い、教育環境が充実していることをアピールする。

C 上記以外の古賀市の地域課題で独自に提案するもの

- ※地域課題の分析、上記の対象分野を掛け合わせた内容について記載すること。
- ※複数の対象分野を掛け合わせたものとします。

<区分Ⅱ>対象分野を特定するもの

※(1)記載の対象分野における①～⑧のいずれかの対象分野を選択して提案すること。

提案上限額：100万円又は50万円

採択件数：上限額100万円2件程度、上限額50万円3件程度

※1事業者1件の提案のみ受け付けます。

【地域課題の例】

- ・デジタル技術を用いて業務やビジネスを変革できる人材を教育すること
- ・化石燃料の消費を抑え、カーボンニュートラルを実現すること
- ・オンライン申請の導入、事務フローの見直しなど、デジタル技術を用いて行政手続きを効率化すること
- ・デジタル環境を活用した放課後の子どもの居場所づくりを行うこと
- ・地域通貨、地域マネーの流通、循環を行うこと
- ・私有地の竹林を整備し、持続的な管理を行うこと

※上記の例の他に独自に分析した地域課題の提案も可能です。

(4)連絡会議について

受託後、下記の3回以上、古賀市経営戦略課及び関係課に対して報告を行うこと。

事業開始時：事業内容の説明、事業スケジュールの共有

中間報告 : 進捗状況の報告、課題の共有

最終報告 : 実証実験の成果及び評価 (実証実験後の展開の可能性を含む)

## 5 履行場所

古賀市内

## 6 成果品

### (1) 業務実績報告書 (簡易製本2部、データ)

※履行期間中であっても一部業務について部分的な業務報告書を求める場合がある。

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする (事業終了後1月程度)。

## 7 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

## 8 その他注意事項

(1) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和5年条例第1号) を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

(5) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

## 9 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係 永利・中田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話 : 092-405-0111 / FAX : 092-942-3758

E-mail : k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp